

## 新潟市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「災害」という。）により新潟市内において損壊した家屋等を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する廃棄物として市が解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）を予算の範囲内で実施することにより、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災家屋等 被災建築物及び被災工作物等をいう。

(2) 被災建築物 災害により損壊した個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等（以下「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者等が所有するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 災害による被害の程度が半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊であることをいう。）であることを証明するり災証明書又はこれに準じる書面の交付を受けたもの  
イ アに掲げるもののほか、生活環境保全上の支障の除去のためにやむを得ず取り壊す必要があると市長が認めるもの

(3) 被災工作物等 被災建築物と同一の敷地内に存する門扉、塀その他の工作物及び立木であって、被災建築物と一体的に解体及び撤去を行わなければ、被災建築物の解体及び撤去ができないと市長が認めるものをいう。

### (解体及び撤去の対象)

第3条 この要綱の規定に基づく解体及び撤去の対象は、被災家屋等とする。

2 前項の被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びこれに相当する部分（地上部分の解体及び撤去と一体的に解体及び撤去が行われる部分をいう。）に限り、解体及び撤去の対象とする。ただし、解体及び撤去により隣地や道路に影響を与えるおそれのあるものについては対象としない。

3 前2項の規定に関わらず、被災家屋等の一部を対象とした解体及び撤去は行わない。

### (対象者)

第4条 被災家屋等の解体及び撤去の申請を行うことができる者は、令和6年1月1日から同申請を行った日までの間、被災家屋等を所有していた者とする。ただし、当該所有者が令和6年1月1日以降に死亡した場合等やむを得ない事由により所有権が移転した場合については、この限りでない。

### (申請)

第5条 被災家屋等の解体及び撤去を希望する者は、被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をする者は、申請書を提出する際に自動車運転免許証その他本人確認

できる身分証明書等を提示しなければならない。

3 第1項に規定する申請の受付期間は、別に定めるものとする。

#### (審査)

第6条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、その内容を審査し、解体及び撤去の実施を決定したときは、解体及び撤去決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、解体及び撤去の実施が不相当と決定したときは、解体及び撤去不決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

#### (遵守事項)

第7条 被災家屋等の解体及び撤去に際し、第6条第1項の規定による実施の決定を受けた申請者（以下「実施対象者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。ただし、やむを得ない事情により搬出できないと市長が認めるものについては、この限りでない。

(2) 被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続は、実施対象者が撤去の実施前までに完了すること。

(3) 他者の所有に係る廃棄物を被災家屋等へ持ち込まないこと。

(4) 被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。

(5) 被災家屋等の解体及び撤去の実施について、事前に近隣への周知を行うこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、被災家屋等の解体及び撤去を実施するにあたり、必要な条件を付すことができる。

#### (申請の取下げ)

第8条 実施対象者が、やむを得ない理由により解体及び撤去の申請を取り下げる場合は、第6条第1項の規定による通知があった日の翌日から起算して10日以内に解体及び撤去申請取下書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請取下げ書が提出されたときは、取下承認書（様式第10号）により実施対象者に通知するものとする。

#### (完了通知)

第9条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去を完了したときは、実施対象者に対し、解体及び撤去完了通知書（様式第11号）により通知するものとする。

#### (決定の取消し)

第10条 市長は、実施対象者が虚偽の申請その他不正な手段により市に被災家屋等の解体及び撤去を行わせようとしたことが判明したときは、解体及び撤去の決定を取り消すものとする。実施対象者の責めに帰すべき事由により解体及び撤去が実施できなかったときも同様とする。

2 前項の場合において、既に市による解体及び撤去が実施されているときは、市は実施対象者に対し、解体及び撤去に要した費用の全額又は一部を請求できるものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 6 日から施行する。

別表（第5条関係）

	区分	書類	その他の要件
1	申請者全員が提出しなければならない書類	り災証明書又はこれに準じる書面(市長が発行したものに限る。)	写しも可とする。
		被災家屋等の配置図	様式第2号により提出すること。
		被災家屋等の現況写真	被災家屋等の全景が写ったもの(撤去する対象が特定できるもの)。
		被災家屋等の登記事項(建物)全部事項証明書	未登記の場合は、固定資産税評価証明書又は名寄帳を提出すること。 申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
		申請者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
		この表に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	
2	代理人が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	委任状	様式第3号により提出すること。
3	共有者(相続手続中の者を含む。)の代表者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	共有者及び相続人全員(代表者を除く。)の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第4号により提出すること。
		共有者及び相続人全員(代表者を除く。)の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
4	賃貸物件の所有者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	借借人の一覧	様式第5号により提出すること。
		借借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第6号により提出すること。
5	抵当権等が設定されている被災家屋等の所有者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	権利設定者の一覧	様式第5号により提出すること。
		権利設定者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第6号により提出すること。
6	所有権が差し押さえられている被災家屋等の所有者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	差し押さえしている債権者の一覧	様式第5号により提出すること。
		差し押さえしている債権者全員(本市を除く。)の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第6号により提出すること。

7	分譲マンションの所有者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	マンション建替決議又はマンション建物取壊し決議の議決書等	
		区分所有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第5号及び様式第6号により提出すること。
		区分所有者全員の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
8	中小企業者等の代表者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	法人の登記事項証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
9	所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続人間で協議を行い被災家屋等の相続人が決定しているときに提出しなければならない書類	遺産分割協議書	被災家屋等の相続人が明らかになっているものに限る。
		遺産分割協議書に押印している相続人全員分の印鑑登録証明書	
		所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
		相続人全員分の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるものに限る。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。
10	所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続の協議が完了していないが、被災家屋等の撤去について相続人全員が同意しているときに提出しなければならない書類	相続人全員（申請者を除く。）の被災家屋等の解体及び撤去に関する同意書	様式第4号により提出すること。
		相続人全員分の印鑑登録証明書	
		所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
		相続人全員分の戸籍謄本	同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。

備考 書類は、原則として令和6年1月1日以降に発行された原本を提出するものとする。

様式第1号

被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 (被災家屋等の所有者)

申請者	住所 〒		
	フリガナ 氏名		実印
	生年月日	電話	
	資本金 円	従業員数	人
申請代理人	住所 〒		
	フリガナ 氏名	印	電話
	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 その他 ( )		
連絡先	※工事立会、調整等の連絡先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	住所 〒		
	フリガナ 氏名	電話	

令和6年能登半島地震による以下の被災家屋等について、新潟市において解体及び撤去を実施するよう申請します。

被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 ( )
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 (棟数 棟) <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 (棟数 棟) <input type="checkbox"/> その他 ( ) (棟数 棟)
り災証明書又はこれに準じる書面	<input type="checkbox"/> り災証明書 (全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊) <input type="checkbox"/> り災証明書に準じる書面 (全壊・半壊) (証明書番号: )
権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分の外 名) (2) 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (内容・権利者 )  解体及び撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
備考	

※申請者が法人の場合は、氏名欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、資本金及び従業員数を記載してください。

## 被災家屋等の解体及び撤去に係る同意

この申請による被災家屋等について、新潟市（以下「市」という。）が解体及び撤去を行うにあたり、以下の点について同意します。

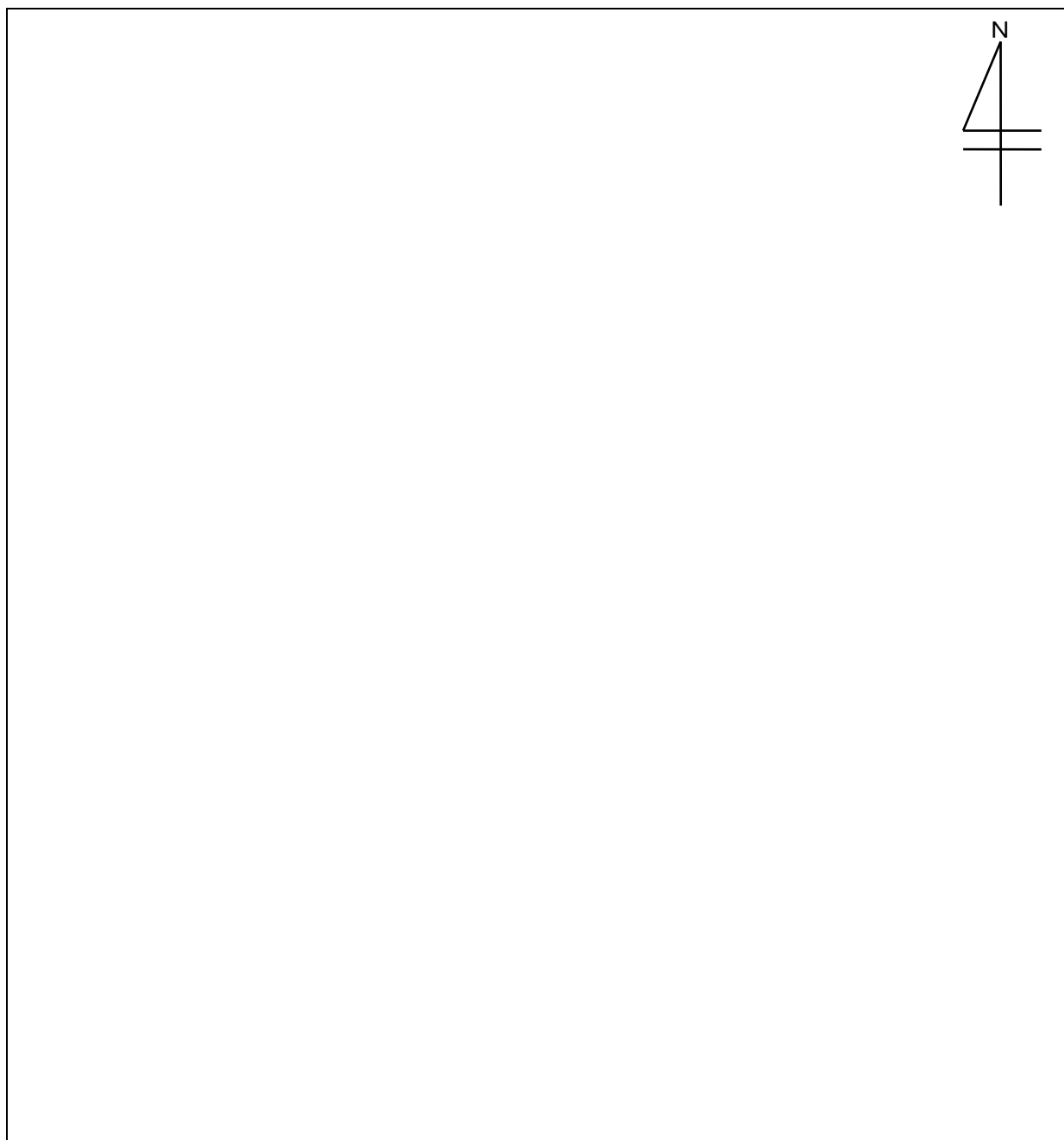
- 1 市が当該被災家屋等の解体及び撤去を行うにあたり、市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意を持って対応すること。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われなないこと。
- 3 申請から市が解体及び撤去に着手するまでの間は、申請者の責任において当該被災家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応すること。
- 4 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたもの（残置物）については、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 6 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続きを完了させること。
- 7 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 8 当該対象被災家屋等の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 9 当該被災家屋等（残置物を含む。）の解体及び撤去に関して、すべての権利関係者（共有者、相続人、抵当権者等）の同意を得ており、市及びその委託を受けた者に対し、原状回復及び損害賠償等の請求を含む一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。
- 10 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。
- 11 申請書提出の際に提示された運転免許証など本人確認ができる書類を市が複写すること。
- 12 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等にかかる固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供をすること。
- 13 当該被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 14 当該被災家屋の解体及び撤去のために収集した個人情報を市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 15 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

申請者氏名（自署）

実印

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

配置図



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
  - 2 敷地内の建物は、すべて記載してください。
  - 3 浄化槽、下水桝等の位置をわかる範囲で記載してください。
  - 4 解体を希望する建物には、「解体」と記載してください。
  - 5 解体を希望しない建物には、「残す」と記載してください。
  - 6 建物には、「住宅」、「事務所」、「倉庫」等の名称及び階数を記載してください。
- ※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。



委任状

年 月 日

(あて先) 新潟市長

委任者

住 所

フリガナ

氏 名

実印

生年月日 年 月 日

電話番号 ( ) -

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 ( ) -

記

- 1 私が所有する次の被災家屋等の解体及び撤去に係る申請書及びこれに添付することを要する書類を新潟市に提出すること。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

- 2 上記1の申請書類に不備がある場合に、当該申請の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該申請に関して必要な一切の権限に関すること。

※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押してください。

委任者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

様式第4号

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）

年 月 日

（あて先）新潟市長

同意者	住所 〒	
	フリガナ 氏名	実印
	電話	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

私は、（ 共有 ・ 相続 ）する次の被災家屋等（持分 / ）の解体及び撤去に関し、下記の点について同意します。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 申請者\_\_\_\_\_が新潟市（以下「市」という。）に被災家屋等の解体及び撤去を申請することを承諾し、市及び市の委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われなないこと。
- 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたもの（残置物）については、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続きを完了させること。
- 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 当該対象被災家屋等の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、

私の責任において解決すること。

- 9 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等にかかる固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供をすること。
- 10 当該被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 11 当該被災家屋の解体及び撤去のために収集した個人情報を市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 12 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

様式第5号

被災家屋等について、権利を有する者の一覧

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者	住所 〒		
	フリガナ 氏名	実印	
	生年月日	電話	

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

次の被災家屋等について、所有権以外の権利を有する者は下記のとおりです。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

権利者の住所又は所在地	権利者の氏名又は名称	権利の種類

※当該被災家屋等について所有権以外の権利を有するすべての者を記載してください。

権利の種類欄には、抵当権、質権等、権利者が有する権利の種類を記載してください。

欄が足りない場合は、任意の様式で追加してください。

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

同意者	住所 〒	
	フリガナ 氏名	実印
	電話	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

私は、以下の被災家屋等を解体及び撤去することについて同意します。

当該被災家屋等に関する権利等に関して紛争が発生した場合は、私の責任において解決します。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	
被災家屋等の所有者	
設定した権利	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

設定した権利欄は、当該被災家屋等に関して設定した権利を記載してください。

様

新潟市長 印

被災家屋等の解体及び撤去決定通知書

年 月 日付で申請のあった被災家屋等について、解体及び撤去の実施が決定したので下記のとおり通知します。

記

- 1 管理番号
  
- 2 被災家屋等の所在地
  
- 3 被災家屋等の概要
  - (1) 建物の構造
  - (2) 延床面積 (㎡)
  
- 3 解体及び撤去にあたっての連絡事項

様

新潟市長 印

被災家屋等の解体及び撤去不決定通知書

年 月 日付で申請のあった被災家屋等について、解体及び撤去を実施しないことを決定したので下記のとおり通知します。

記

- 1 管理番号
- 2 被災家屋等の所在地
- 3 不決定の理由

様式第9号

被災家屋等の解体及び撤去申請取下書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所  
申請者 氏名 実印  
電話番号

令和 年 月 日付けで申請をした(令和 年 月 日付新 第 号で  
解体及び撤去決定の通知を受けた)被災家屋等について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の種類、名称、棟数



様

新潟市長 印

取下承認書

令和 年 月 日付で提出のあった被災家屋等の解体及び撤去申請取下書は、新潟市令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱第 8 条の規定により承認しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の種類、名称、棟数

被災家屋等の解体及び撤去完了通知書

様

新潟市長 印

令和 6 年能登半島地震に伴い、令和 年 月 日付けで申請のありました被災家屋等について、下記のとおり解体及び撤去が完了しましたので通知します。

記

- 1 管理番号
- 2 被災家屋等の所在地
- 3 被災家屋等の概要
  - (1) 建物構造
  - (2) 延床面積 (㎡)
- 4 解体及び撤去完了日 令和 年 月 日